資料４

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会の概要

１　評価委員会の概要

（１）　設置根拠

地方独立行政法人法第 11 条

（２）　位置づけ

市長の附属機関

（３）　役割

地方独立行政法人の中期目標、中期計画、財務諸表等について市長に対して意見の提示を行うほか、業務実績について評価し、評価結果を踏まえて業務運営の改善勧告を行うなどの役割を担う。

具体的な業務は、２　評価委員会の業務　のとおり。

（４）　組織・運営

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会条例及び地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会規則に基づく。

ア　委員７人以内。医療又は事業の経営に関し識見を有する者その他の学識経験者のうちから市長が委嘱する。

医療関係者４人、事業経営者１人、学識経験者２人。

イ　任期は２年で再任可。

ウ　委員長は委員の互選により選出。職務代理者は、あらかじめ委員長が指名。

２　評価委員会の業務

項目	業務内容	地方独立行政法人法の根拠
（１）市長が認可・承認等をする際の事前の意見聴取に対する意見提示	法人が作成した業務方法書を認可する際の意見	第 22 条第 3 項
	市長が中期目標を定め、又は変更する際の意見	第 25 条第 3 項
	法人が作成した中期計画を認可する際の意見	第 26 条第 3 項
	市長が、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方など業務全般にわたる検討を行う際の意見	第 31 条第 2 項
	財務諸表を承認する際の意見	第 34 条第 3 項
	毎事業年度の残余の額を、翌事業年度の使途に充てることを承認する際の意見	第 40 条第 3、5 項
	中期目標期間最後の事業年度にかかる積立金を、次期中期目標期間の財源に充てることを承認する際の意見	第 40 条第 4、5 項
	法人が短期借入金の限度額を超えて短期借入をすることを認可する際の意見	第 41 条第 4 項
	法人が短期借入金を当該事業年度内で償還できないと	第 41 条第 4 項

	き、借り換えることを承認する際の意見	
	法人が重要な財産を処分することを認可する際の意見	第 44 条第 2 項
（２）法人の業務実績に関する評価	各事業年度に係る業務の実績に関する評価	第 28 条
	法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告	第 28 条第 3 項
	法人に対する評価結果の通知に係る事項・勧告内容を市長に報告し、公表	第 28 条第 4 項
	中期目標期間における業務の実績に関する評価	第 30 条
	法人に対する中期目標期間における評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告	第 30 条第 3 項において準用する第 28 条第 3 項
	法人に対する中期目標期間における評価結果の通知に係る事項・勧告内容を市長に報告し、公表	第 30 条第 3 項において準用する第 28 条第 4 項
（３）市長への意見の申出	<u>法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に関する意見の申出</u>	第 56 条 1 項において準用する第 49 条第 2 項

下線は、法人設立まで（平成 25 年度中）に行う業務

３　評価委員会開催スケジュール

（１）平成 25 年度の予定

	時期	内容	備考
第 1 回	5/13	委員委嘱、中期目標(案)	
	5/15～6/14		中期目標(案)のパブリックコメント実施
第 2 回	7 月	中期目標(案)	
第 3 回	9 月	中期計画(案)	中期目標を 9 月議会提案
第 4 回	11 月	中期計画(案)	
第 5 回	1 月	業務方法書、役員報酬等支給基準	
第 6 回	2 月	予備日	中期計画を 3 月議会で説明
	4 月 1 日		法人設立

（２）平成 26 年度以降の予定（中期目標が 4 年の場合）

平成 26 年度　年３回を予定

平成 27 年度　年３回を予定